

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院

歯科衛生保健部規則

〔平成21年3月17日〕
規則第5号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院歯科衛生保健部（以下「歯科衛生保健部」という。）については国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成16年規則第130号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 歯科衛生保健部は、歯学部附属病院長の管理の下に、歯学部附属病院の患者に対し、診療及び療養上に必要な口腔保健・歯科衛生士業務を行う。

(組織)

第3条 歯科衛生保健部に次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 外来部門

(職員及び職務)

第4条 歯科衛生保健部に次の職員を置く。

- (1) 歯科衛生保健部長
 - (2) 副歯科衛生保健部長
 - (3) 主任歯科衛生士
 - (4) 医療職員
- 2 歯科衛生保健部長は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充て、病院長の命を受け歯科衛生保健部の業務を掌理する。
- 3 副歯科衛生保健部長は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充て、歯科衛生保健部長の職務を補佐し、所掌業務を処理する。
- 4 主任歯科衛生士は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充て、副歯科衛生保健部長の命を受け、所掌業務を分掌する。
- 5 医療職員は、主任歯科衛生士の命を受け、それぞれの業務を行う。

(歯科衛生保健部管理者会議)

第5条 歯科衛生保健部の円滑な運営を図るため、歯科衛生保健部管理者会議を置く。

- 2 歯科衛生保健部管理者会議は、次の事項について審議する。
- (1) 口腔保健・歯科衛生士業務に関する事項
 - (2) 歯科衛生保健部が分掌する業務の連絡調整に関すること。
 - (3) その他必要な事項

第6条 歯科衛生保健部管理者会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 歯科衛生保健部長

- (2) 副歯科衛生保健部長
- (3) 主任歯科衛生士
- (4) 歯科衛生保健部長が指名する者 若干名

第7条 歯科衛生保健部長は、必要に応じ歯科衛生保健部管理者会議を招集する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、歯科衛生保健部の運営及び業務の実施に関し、必要な事項は病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。